

運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金交付要綱

令和4年7月21日制定

令和5年5月9日一部改正

広島県補助事業執行団体

公益社団法人 広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、原油価格や物価の高騰の影響を受ける広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く運輸事業者（ただし、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の営業許可を受けている者。以下「事業者」という。）に対して、燃費向上による輸送コストの負担軽減及びCO2削減による環境負荷の軽減を図るため、エコタイヤ等（エコタイヤ、再生タイヤ）又は環境対応車（天然ガストラック、ハイブリッドトラック、電気トラック、電気自動車用充電設備等）の導入を支援することを目的とする。

(支援対象)

第2条 令和4年4月1日より令和6年1月12日（以下「事業期間」という。）の間に、広島県内に登録している当該事業者所属の営業用貨物自動車（軽自動車は除く）に取り付けるために新規にエコタイヤ等又は環境対応車を導入した事業者（公益社団法人 広島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）とする。なお、令和4年度に協会の「広島県エコタイヤ導入促進助成金」の対象となった事業者及び「広島県環境対応車導入促進助成金」の交付決定を受けた車両については、支援対象としないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援対象とすることができない。

- (1) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象品目)

第3条 支援の対象となるエコタイヤ等は、別表に定めるとおりとする。（別表は、エコタイヤ等においては協会の広島県エコタイヤ導入促進助成金交付要綱の別表を適用する。）また、環境対応車においては、以下の公益社団法人全日本トラック協会の「環境対応車導入促進助成事業実施要領」の定義及び助成対象車両を適用する。

定義	
<p>車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。</p> <p>(1) 天然ガス自動車（新車新規登録自動車に限る）</p> <p>(2) ハイブリッド自動車（新車新規登録自動車に限る）</p> <p>(3) 電気自動車（新車新規登録自動車に限る）</p>	
助成対象車両	
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの

(申請受付)

第4条 事業期間のうち、支援金の申請受付期限については、次のとおりとする。

【エコタイヤ等】

令和5年3月10日（金）（必着）

【環境対応車】

令和6年1月12日（金）（必着）

なお、支援金の交付は申請受付順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で支援を打ち切る。

2 エコタイヤ等の導入に関して他の団体から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資とした支援金等を受けている場合、及び環境対応車の導入にかかる申請については、事前に「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金センター」に問合せること。

(問い合わせ先 082-232-9903) 9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）

(支援金額)

第5条 支援金額は次のとおりとする。

- (1) 事業期間のうち、令和5年3月10日（金）までに新たに導入したエコタイヤ及び再生タイヤ1本当たり取得価格(消費税抜き)の3分の2(千円未満は切捨て)とし車両1台当たりの上限は、次表のとおりとする。また、被けん引車両への導入についても支援対象とする。なお、取得価格が確認できないタイヤについては、支援対象としないものとする。

車両区分	支援金額（上限額）
大型自動車（車両総重量 11 トン以上、または最大積載量 6.5 トン以上）	100,000 円
中型自動車（車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満、または最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満）	80,000 円
上記の大型自動車 中型自動車のいずれにも該当しない自動車（軽自動車を除く）	50,000 円

(2) 事業期間に新たに導入した環境対応車の支援金額は、次表のとおりとする。

種別	車両区分	支援金額
天然ガストラック (使用過程車の改造車を含む)	最大積載量 4 トン未満	730,000 円
	最大積載量 4 トン以上	2,750,000 円
ハイブリッドトラック	最大積載量 4 トン未満	770,000 円
	最大積載量 4 トン以上	2,680,000 円
電気トラック	車両総重量 2.5 トン超	通常車両との基準価格差の 10/10 を補助 【上限額】 11,000 千円
電気自動車用充電設備等		導入費用（工事費を含む）の 3/4 を補助 【上限額】 4,500 千円（急速充電設備（50kw 以上）） 3,240 千円（急速充電設備（50kw 未満）） 1,350 千円（普通充電設備）

※ 上記支援金額等は、広島県の「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業補助金交付要綱」に基づき設定している。

※ 支援金額については、導入や予算枠の状況により、申請額から減額する場合がある。

(申請方法)

第 6 条 支援を希望する事業者は、導入後、次の宛先に、次の書類を追跡可能な方法で提出すること。

【宛先】

〒733-0032

広島市西区東観音町 1-24 P&P 平和大通りビル 2F

運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金センター

TEL : 082-232-9903

【提出書類】

(エコタイヤ等導入)

- ① 運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第 1 号)
- ② エコタイヤ導入内訳書(別紙 1)
- ③ 第 1 条に規定する運送事業の許可書の写
- ④ 取付車両の車検証の写(事業用に限る)

※電子車検証の場合は、電子車検証の写しと自動車検査証記録事項の両方が必要です。

- ⑤ 取付車両の画像（正面から登録番号を識別できるように撮影したもの1枚（被けん引車両については、後方から登録番号を識別できるように撮影したもの1枚）、側面から車軸の本数を識別できるように撮影したもの1枚。画像は原則カラーとする。）
- ⑥ 納品書又は請求書の写（必ず、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車両の登録番号が記載されたもの）
- ⑦ 領収証の写（振込金受取書等でも可）
- ⑧ 預金通帳口座名義記載ページの写（振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。）

（注1）手形（自振手形に限る）による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合等）を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。

（注2）提出書類によってタイヤの取得価格が確認できない場合は、申請の受付はできない。

（注3）車両をリースや割賦で導入し、納品書や領収証の写しの添付が困難な時は、タイヤの型式、数量等が記載されている、リース契約書又は割賦契約書の写を添付すること。

（注4）事業者の申請回数は1回までとする。（事業者内で取りまとめたうえで申請すること。）

（注5）メーカー名～型式については、協会が定めた「エコタイヤ・再生タイヤ助成対象商品一覧」から引用すること。（協会ホームページの助成事業を参照すること。）

（環境対応車導入）

【天然ガストラック、ハイブリッドトラック、電気トラック】

- ① 運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金交付申請書兼誓約書（別記様式第1号）
- ② 環境対応車導入内訳書（別紙2）
- ③ 第1条に規定する運送事業の許可書の写
- ④ 車検証の写（事業用に限る）。（移転登録の場合は、新規登録の車検証も添付すること。）

※電子車検証の場合は、電子車検証の写しと自動車検査証記録事項の両方が必要です。

- ⑤ 車両の画像（正面から登録番号を識別できるように撮影したもの1枚。画像は原則カラーとする。）
- ⑥ 領収証の写（振込金受取書等でも可）。なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。（転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。）
- ⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写（振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。）

（注1）手形（自振手形に限る）による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明（当座勘定照合等）を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。

（注2）天然ガス（CNG）、ハイブリッド、電気の判別は、車検証の燃料欄、備考欄の記載内容によって協会が決定する。

【電気自動車用充電設備等】

※上記環境対応車の申請書類が重複する場合、申請書類の一部を省略することができるので、事前に「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金センター」に確認すること。

- ① 運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)
- ② 充電設備等導入内訳書(別紙3)
- ③ 第1条に規定する運送事業の許可書の写
- ④ 充電設備の画像(設備を前後から撮影したもの各1枚。画像は原則カラーとする。)
- ⑥ 領収証の写(振込金受取書等でも可)。なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。)
- ⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。)

(注1)手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象としない。

- ⑧ 「運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金センター」による現地確認を実施する。

(支援金の交付)

第7条 協会は、第6条の支援金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、別記様式第2号により、前条の交付申請をした事業者に対し交付の決定について通知するとともに、口座振り込みにより支援金を交付する。また、交付しない場合は、別記様式第3号により、前条の交付申請をした事業者に対し通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく協会の指示等に違反した場合
- (2) 申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
- (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) その他、協会が必要と認める場合

2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 事業者は、支援金の返還を求められたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間につ

いては既納付額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 事業者は、協会から支援金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 協会は、第 1 項及び前項において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は遅滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第 10 条 事業者は、支援金に関する収支を明らかにした帳簿(申請書類等一式)を備え、支援金を受領した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 11 条 協会は、必要に応じ、支援事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に関係する事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(処分制限)

第 12 条 事業者は、支援金交付対象のエコタイヤ等を導入した日から起算して、1 年を経過するまでの期間、環境対応車及び電気自動車用充電設備にあっては、初度登録の日から起算して、法定耐用年数(最大積載量 2 トン以下の事業用トラック 3 年、最大積載量 2 トン超の事業用トラック 4 年、電気自動車用充電設備 6 年)を経過するまでの期間は、譲渡(転売)、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書(別紙様式第 4 号)」により協会の承認を受けた場合はこの限りではない。この場合、前記の処分制限期間が経過するまでの期間に相当する支援金について、協会が指定した納付書により金融機関において納付するものとする。(金融機関から返却される払込証明書を協会に提出する必要がある。)

2 前項により協会の承認を受けた場合は、「財産処分報告書(別紙様式第 5 号)」により処分後速やかに協会に報告するものとする。

(その他必要な事項)

第 13 条 協会は、この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関するその他の必要事項について、別にこれを定めることができる。

附則(施行期日) 本要綱は令和 4 年 7 月 21 日より施行し、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

附則 令和 4 年 12 月 23 日 一部改正 (令和 4 年 12 月 23 日施行)

附則 令和 5 年 5 月 9 日 一部改正 (令和 5 年 5 月 9 日施行)